

令和6年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時17分

○招 集 年 月 日

令和6年6月24日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和6年6月24日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 成 田 文 明
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 奈 良 論
建 設 課 長 井 上 健 男
まちづくり計画課長 二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一
農業委員会事務局長 樋 口 正 人
教育委員会教育長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 令和6年余市町議会第1回定例会付託 陳情第 1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書
(民生教育常任委員会審査結果報告)
- 第 4 議案第 1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第 2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 一般質問

開 会 午前10時00分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和6年余市町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、中井議員は所用のため遅刻の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告1件、議案7件、報告3件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

○議長(藤野博三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号11番、茅根議員、議席番号13番、ジャストミートあたる議員、議席番号14番、大物議

員、以上のとおり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6番(庄 巖龍君) 令和6年余市町議会第2回定例会開催に当たり、6月21日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告1件、議案7件、報告3件、一般質問は8名によります13件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より6月26日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和6年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第3、陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算(第2号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、一般質問は、8名による13件です。

日程第7、議案第3号 余市町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第5号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第6号 余市町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第7号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第47期（令和5年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第13期（令和5年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、これらの案件が提出された時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告

のとおり、今期定例会の会期は本日から26日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から26日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

5月29日、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会並びに北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の総会が開催され、総会終了後、後志総合開発期成会と合同による要請行動が実施され、あわせて、5月31日、後志総合開発期成会による道段階、6月7日には中央段階の要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請いたしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

次に、6月11日、札幌市において北海道町村議会議長会の第75回定期総会が開催され、会務報告の承認、各地区管内議長会提出案件の採択等を行った後、お手元に配付の決議を採択し、終了したことをご報告申し上げます。さらに、同日後志町村議会議長会臨時総会が開催され、令和5年度の事業報告並びに歳入歳出決算認定についてそれぞれ承認し、終了いたしましたことをご報告申し上げ

げます。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、令和6年第1回定例会において付託に関わる日程第3、陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書を議題といたします。

この際、民生教育常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） ただいま上程されました令和6年余市町議会第1回定例会において民生教育常任委員会に付託されました陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書につきまして、その審査の経過並びに結果について私からご報告いたします。

本陳情につきましては、余市町黒川町16丁目20番地、加齢性難聴者の補聴器購入に助成を求める連絡会、共同代表、安達稔氏並びに清水亘氏により提出され、令和5年12月26日に受理されたものであります。

陳情の趣旨といたしましては、障害者手帳を所持していない65歳以上の加齢性難聴者が補聴器を購入する場合に助成する制度を創設する条例の制定を求めるものであります。

この陳情は、令和6年3月27日、余市町議会第1回定例会において提案され、所管委員会であります民生教育常任委員会に付託され、審議されることになりました。付託を受けました民生教育常任委員会といたしましては、理事者側に対し本陳情に対する見解、意見等について現行での状況等の質疑を行いながら、慎重に審査を行いました。

なお、当該委員会の開催年月日、出席委員、説明員等につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、報告を省略させていただきます。

す。

さらに、審議の充実を図るため地方自治法第109条第5項の参考人制度を活用し、陳情者を委員会へ招致し、陳情提出に至った経過や詳細な説明を聴取したところであります。

以下、審議の経過につきましてご報告いたします。まず、ただいま申し上げました陳情者から意見聴取を行った際には、最初に陳情趣旨の説明を願い、その後委員会として総括質問を行いました。陳情者からは、高齢化により自身や同居家族、知人、隣人、勤務先で加齢性難聴に悩んでいる方が多くおり、健康と認知症予防のためにも本町独自の補聴器購入助成制度を創設してほしいと連絡会を立ち上げた経過や町長宛ての要望書を提出した経過、さらに本陳情の要旨として余市町在住の高齢者が誰もが豊かで平等な社会生活を支え合うため、高齢者への補聴器利用は認知症予防に効果的であるとの説明がなされました。

委員会の総括質問としては、3点にわたり行いました。1点目は、陳情事項において65歳以上の加齢性難聴者への補聴器購入助成制度創設を求められているが、65歳以上とすることの見解について、2点目は陳情書中に加齢性難聴者が増えていますとあるが、その見解について、3点目は陳情書中の加齢性難聴者対象の助成制度がなく、国の制度ができるまでの間とあるが、実態に対する見解について質問を行いました。これに対し陳情者からは、1点目について、余市町の人口1万7,000人のうち高齢者と言われる人が3,600人という中で、補聴器制度の問題として実態は十分調べていないが、声を聞く中で制度をつくったほうがいいという思いで、国の定める高齢者65歳から75歳という対象をもって65歳以上とした。2点目については、余市町の高齢者人口の増大を基に当然増えているのではないかという思いである。3点目については、国の制度がないがために北海道で22の市町村が加齢性難聴者に対する補聴器の補

助金を出している。少しでも補聴器の購入に助成していただければという思いであるとの答弁がなされました。

次に、本陳情の審査において、審査の参考に資するため本陳情に対する理事者側の見解、疑問点等について質疑を行い、慎重に審議し、さらに委員間での討議を行ってまいりました。

以下、質疑等の内容についてその主なものをご報告申し上げます。本陳情審査においては、これまで個人からは相談を受けた経過はあるか。補聴器は高価なものなので、陳情事項を考えてもらえないか。国による一律の補助が妥当であるとのことだが、国の動向をどこまで把握しているのか。高齢者の調査で実態を把握すべきではないか。加齢性難聴が認知症の原因となるのか。聞こえにより困っている方がいるのか実態を把握することが必要ではないか。町の福祉政策で見極めるべきではないか。加齢性難聴が生活に困難をもたらすような事例についてどう捉えているか。国で一律の支援という考えに至った見解について。難聴者が増えることで行政として今後やらなければならないことを考えていくべきではないか。町内で補聴器を使用している数についての質疑に対し、理事者側からは個人からの相談は把握しておりません。様々な研究が現在進められており、結果等が出次第国から何らかの回答などがあるものと認識している。認知症に難聴がどの程度リスクがあるのかなど調査等を行っているが、制度の創設などの情報はない状況である。実態把握等は、今後関係課と連携して調査していきたいと考えている。国立長寿医療研究センターで調査研究が進められ、45歳から65歳までの聴力が低下した方に対しては認知症の危険因子となり得るという研究結果がある。聴覚のみならず、一方では視覚障害、いろいろな機能の低下もある中で、高齢者対策として総合的、体系的に検討している。高齢者福祉の施策の中で機会あるたびに検討させていただきた

い。国立長寿医療研究センターで補聴器と認知機能について調査研究中であり、成果が現れた際に何らかの検討に入るのではないかと考えている。本町に限らず、全国的に高齢者の方の問題であり、制度を整えて支援するべきと考えている。全国的に難聴は大きな問題となっており、情報収集に努め、予防の担当課と連携を取りながら考えてまいりたい。障害者手帳所持者のうち66名に交付しているとの答弁がなされました。

委員会としてこれらの経過を踏まえ、委員間での討議、意見交換を重ね、慎重に審査を行ってまいりました。各委員からは難聴者への補助が必要との認識は同じであると感じるが、理事者側への質疑の答弁、陳情者への陳情内容を含め、実現性は難しいと思う。難聴者への補助は必要との妥当性は質疑されているとおりに思うが、その実現性は困難であると判断せざるを得ない。議会としてはこれまで要望意見書を国に提出している経過があり、余市町議会の意思として国に届けるという手法を取るべきなどの意見が出されました。

これらの審査経過を踏まえ、採択に付したところ、令和6年余市町議会第1回定例会付託に関わる陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書につきましては、起立少数で不採択との結論を得ました。

以上、審査経過並びに結果につきましてご報告いたしますので、各議員におかれましてはご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、民生教育常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長からの報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより陳情第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。
○14番（大物 翔君） ただいま議題となっております令和6年余市町議会第1回定例会付託に関する陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの陳情は、我が町議会として補聴器購入の独自助成制度の実現のための条例制定を求めるというものでした。条例を制定する権限そのものは我が議会としても有しておりますところですが、ただ問題は予算を編成する権限、それ自体が我々にはないという点であること、つまり条例それ自体をつくることはできても、実際の予算をつくる権限がないために町から提案された予算案を修正したり、賛否を決する権限はあるけれども、財政状況を鑑みて、町に今すぐこれを実施する用意ができておらず、このまま条例だけを先発してつくってしまうと有名無実の存在となってしまうおそれがある。それでは陳情者の願意を果たすことができない。だから、無責任に条例だけをつくるわけにはいかない、これが委員会で不採択となった大きな理由ではないかと推察しています。もちろん私としても議会の一存で一方向的に条例をつくり、町側に実施を強要するかなのような行動を取ることが適切かといえ、必ずしもそうではないと考えています。

では、なぜ私は今回あえてこの高齢者に焦点を当てた陳情書を採択してでも条例制定に向けて動くべきであると考えているのか。それは、長期的に見て確実にこれが必要となると考えているからです。現在本町に住む65歳以上の人口の割合は40%を超えています。国立長寿医療研究センターのホームページには、日本老年医学会雑誌に発表された全国高齢難聴者数推計と10年後の年齢別難聴発症率、老化に関する長期縦断疫学研究の論文を引用する形で難聴有病率、軽度難聴以上の難聴がある人の割合は65歳以上で急増し、70代前半では男

性の約5割、女性の約4割、70代後半では男女ともに約7割、80代では男性が約8割、女性の約7割に軽度難聴以上の難聴があると見られていますと記されております。残念ながら今の国の制度では重度難聴者でなければ障害者手帳を取得することは困難であり、軽度、中度の難聴者を支援する枠組みが十分に整備されているとは言い難い状況にあるのです。障害者福祉という視点で見た場合、どうしても対症療法的な取組とならざるを得ず、予防の観点から広く手を伸ばしていこうということを行おうとする場合にどうしても問題を抱えてしまいます。今予防の観点からすると、悪化する前に手を打つ、そのための支援制度をつくり、後支えとする取組が必要ではないかと考えます。だからこそ介護予防、予防医療の観点からもこうした制度をつくっていくことが大切であると考えているわけであり、もちろん耳の聞こえに関する問題は高齢者に限ったものではなく、全世代にとっても重要なことです。補聴器装着率を高める取組は、社会的包摂の促進、生活の質の向上、教育と就労の機会の拡大、公衆衛生の改善、経済的負担の軽減、地域社会の連帯感の強化など補聴器購入助成制度の創設が個々の町民だけではなく、地域社会全体にとっても大変多くの利益をもたらすものであると私は確信しています。

私たちは、これまで国に対して意見書を全会一致で採択してきた歴史があります。どこが主体となるかは別として、制度の必要性については全員が必要と判断しているとの前提に立っております。しかしながら、国がこうした制度をつくり上げるには、相当多くの時間を要することとなるでしょう。ゆえに、私はその制度が実現していく大きな展望の第一歩としてこの陳情を採択し、まずは余市町民を対象にした制度をつくり上げ、同時に国に対しても早期実施を求めていくことが住民福祉の充実を目指す自治体の、そして議会としての大切な責務であると考えて次第でございます。

以上を申し上げまして、議員各位の賛同を求め、討論いたします。

○議長（藤野博三君） 次に、反対討論の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） ただいま報告がありました令和6年余市町議会第1回定例会付託陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書について、明政会を代表して反対の立場で討論を行います。

今回余市町議会にて加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設するための条例制定を要望する陳情書を受け取り、民生教育常任委員会におきましてその内容を精査し、慎重に議論いたしました。今回の陳情書は、議会において条例制定を求めますという趣旨でした。議会には条例の提案権がありますが、地方自治法には新たな条例、規則の制定、改正が予算を伴うこととなる場合は必要な予算措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は制定、改正をすることが適当ではない旨の規定があることから、現状余市町におきまして必要な予算措置が行われていないこと、町として国が主導して行うべき制度であるとの立場表明を踏まえ、実効性の低い条例の制定になるとの考えから、採択に反対するものであります。

しかしながら、実際に各世代において難聴者があり、社会活動に不自由が生じている現状がありますことから、引き続き補聴器導入補助や難聴者への支援拡充を国に対して求めることにつきましては継続していきたいと考えております。

以上、反対討論いたします。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、陳情第1号について採決いたします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書は、委員長の報告のとおり不採択と決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和5年度の歳入歳出確定に伴い、翌年度へ繰り越すべき一般財源を差し引いた令和6年度の繰越金が3億7,926万5,749円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と国のデジタル田園都市構想交付金の交付決定を受けたことに伴うガストロノミーリズム推進事業の関連経費、町営斎場建替事業に係る基本計画策定委託料の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とアイヌ政策推進事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う児童手当拡充に係るシステム改修等関連経費の補正計上を行ったものであります。

農林水産費におきましては、地域計画策定に係る委託料等関連経費、水産加工排水処理施設整備工事の補正計上を行ったものであります。

商工費におきましては、再生可能エネルギー導入事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、準用河川黒川における支障木伐採委託料の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、日本海事科学振興財団の助成金を活用して実施する海の学びミュージアムサポート事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額3億9,920万円を既定予算に追加した予算総額は110億2,920万円と相なった次第であります。

以上、ご提案いたしました補正予算（第2号）についてその概要をご説明いたしましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,920万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開

き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額2億7,069万9,000円、24節積立金2億7,069万9,000円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金1億9,000万円のほか、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金14万4,000円と余市町ふるさと応援寄附金基金積立金8,055万5,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額546万円、12節委託料546万円につきましては、アイヌ政策推進事業としてアイヌ文様車両運行事業委託料522万円とアイヌ文化関連施設周遊事業委託料24万円の補正計上でございます。

12目諸費、補正額50万円、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、青年会議所北海道地区大会補助金の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額168万6,000円、12節委託料101万2,000円につきましては、障害福祉サービス報酬改定等に伴いますシステム改修の補正計上でございます。21節補償補填及び賠償金67万4,000円につきましては、地域生活支援事業に係る消費税相当額課税に伴う延滞税等相当額補償費の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1,255万5,000円につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正による児童手当拡充に係る関連経費及び町独自で行います認可外保育施設等を利用されている方を対象とした子育て支援として利用助成金の支給を実施するものでございます。内訳といたしまして、10節需用費11万5,000円から12節委託料679万8,000円までにつきましては、児童手当拡充に係る事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金555万1,000円につきましては、認可外保育施設等利用助

成金の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、補正額2,250万円、12節委託料2,250万円につきましては、町営斎場建替基本計画策定委託料の補正計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額446万3,000円、12節委託料446万3,000円につきましては、資源物分別収集運搬処理委託料の補正計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額311万2,000円、内訳といたしまして1節報酬1万2,000円と8節旅費5,000円につきましては、農業委員会委員候補者選定委員会開催に伴う経費の補正計上でございます。10節需用費14万円から12節委託料291万1,000円までにつきましては、地域計画策定事業に係る経費の補正計上でございます。

10目ガストロノミーツーリズム推進事業費、補正額2,927万1,000円につきましては、当初予算計上分に加え、このたび補正計上いたします7節報償費261万円から18節負担金補助及び交付金990万円までにつきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定及び余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金を受けての事業費の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、3項水産業費、4目加工センター形成事業費、補正額198万円、14節工事請負費198万円につきましては、水産加工排水処理施設整備工事の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額4,255万1,000円、内訳といたしまして8節旅費30万円につきましては、普通旅費の補正計上でございます。12節委託料4,225万1,000円につきましては、再生可能エネルギー導入調査委託料の補正計上でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補

正額190万3,000円、12節委託料190万3,000円につきましては、河川支障木伐採委託料の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額252万円につきましては、海の学びミュージアムサポート事業に係る経費といたしまして10節需用費7万円と12節委託料245万円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3,150万3,000円、1節総務費国庫補助金3,150万3,000円につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金2,727万5,000円とアイヌ政策推進交付金422万8,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額814万5,000円、内訳といたしまして1節社会福祉費国庫補助金50万6,000円につきましては、障害者総合支援事業費補助金の補正計上でございます。2節児童福祉費国庫補助金763万9,000円につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の補正計上でございます。

4目商工費国庫補助金、補正額4,255万1,000円、1節商工費国庫補助金4,255万1,000円につきましては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額179万7,000円、1節農業費道補助金179万7,000円につきましては、地域計画策定推進緊急対策事業補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額9,055万5,000円、1節総務費寄附金9,055万5,000円につきましては、7,755件の余市町ふるさと応援寄附金8,055万5,000円とアサヒビール株式会社様からの余市町まち・ひと・しごと創生推進

プロジェクト応援寄附金1,000万円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額14万4,000円、1節民生費寄附金14万4,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして滝上順子様からの10万円と余市町農協年金友の会様からの4万3,261円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、3項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1,378万6,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1,378万6,000円につきましては、認可外保育施設等利用助成事業及びガストロノミーリズム推進事業に伴う繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、6項公共施設建設整備基金繰入金、1目公共施設建設整備基金繰入金、補正額198万円、1節公共施設建設整備基金繰入金198万円につきましては、水産加工排水処理施設整備事業に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億623万9,000円、1節繰越金2億623万9,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額250万円、1節雑入250万円につきましては、海の学びミュージアムサポート事業助成金の補正計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○10番（伊藤正明君） 今回の補正予算案につきまして何点か質問させていただきます。

議案の5ページでございます。歳出の部分ですが、4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、12節委託料の増額補正446万3,000円につきまして質問させていただきます。補正予算につきましては、新しい事業を展開するとか、また国と、または道からの助成金等、交付等が決定したことを受けて補正をするというような状況については十分理解をしておりますけれども、今回の補正はそれと本質的に内容、性格が違うというふうに私は考えております。この資源物分別収集運搬処理委託料の446万3,000円に関しまして、当初予算の策定に当たってはどのようなプロセスで行われたのかお聞きしたい。

本件は随意契約による案件であり、予算策定に当たっては先方とのすり合わせの中で実施されたものではないでしょうかというふうに考えております。今回補正せざるを得なかった理由と経緯について具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

次、資源物分別収集運搬処理委託料の令和6年度の予算金額は幾らか、また今回の補正を含めて最終的に支払うこととなる金額は幾らとなるのかお聞かせいただきたいと思っております。

その次に、令和6年度は4月から始まっているわけですが、補正前である4、5、6月分、多分この委託料の支払いは月ごとに分割して行われているというふうに把握しておりますけれども、4、5、6月分はどのような計算で支払われたのか。当初予算額の月割り計算の中で支払われたのか、そういった点についてお聞きしたいと思います。

本件に関わる随意契約による事業計画については、令和5年9月開催の定例会において一般質問を通じて理事者側に質問しているところであり、その中で町長からは前例を踏襲しない形で精査をし、適正な金額に移行していくよう担当課には指示をするという答弁がございました。当初予算で

は、前年予算を下回る金額で組まれておりましたので、担当課は町長からの指示を受けて、その中で適正化を目指して先方との調整を図ったものと私は理解しておりましたが、結果的にはそうではなかったのだらうなということでございます。

また、令和5年度の予算委員会において当時の彫谷委員から同規模の他町村に比べて余市町は割高ではないかという指摘があったはずですが、担当課はこの割高な金額に対する答弁はなくて、町民が安全、安心するような事業を推進していくとの答弁でしかなかったというふうに私は指摘しましたですが、担当課の見解をお伺いしたいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 10番、伊藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問でございます。予算の策定につきましては、人口規模や収集形態が同様の自治体と委託料の比較や自治体が抱えている問題点などを情報交換したところであり、担当課において積算したところでございます。また、今回補正に至った理由といたしましては、見積合わせの結果業者が提出した見積りと乖離があり、契約締結に至らず、改めて予算の範囲内の7月末までの期間において契約し、業務を遂行しているところでございます。しかしながら、1年間業務を遂行するには現行予算では不足が生じ、年間を通し安定的な収集体制を確保するために関連予算を提出させていただいております。

2点目でございます。資源物の分別収集運搬処理委託料の令和6年度の予算額につきましては、8,933万1,000円でございます。

次に、最終的な予算と令和6年度の4月から6月分、どのような計算で支払われたのかということにつきましてちょっと関連性がありますので、併せてご答弁いたしたいと思います。こちらにつきまして委託業者との見積合わせで、契約締結に至っておりませんが、再度7月末までの期間で

契約し、業務を遂行しているところでございます。

7月末までの契約金額につきましては約3,200万円で、月割りにしますと約800万円でございます。仮に金額が3月までとしますと、年間で約9,600万円となり、現行の予算を活用するとともに、不足分を補正予算としてご提出させていただいております。

次に、本件に関わる随意契約、先方との調整を図ったものと理解したか、そうではないかとのご質問でございますが、予算積算に当たりましては、先ほどもご答弁いたしました。人口規模や収集形態が同様の自治体と情報交換した中で、積算方法を参考に委託料の適正化を目指し、積算したところでございます。先方との協議につきましては、業務内容についての協議をし、調整を図っております。

最後のご質問ですが、令和5年度の予算委員会に係る彫谷元委員からのご質問に対する担当課としての答弁と担当課としての見解ということでございます。ごみの収集、処理につきましては、町民生活には欠かせない住民サービスでありまして、町民が安心して暮らすためには安定した事業を推進することが町の責務として認識はしております。一方で、物価や人件費が高騰している中で委託料も年々増加してございます。担当課としましては、他の自治体の情報交換、あと各業者との意見交換を行うことで業務の見直しを図って、適正な委託料の積算に努めていきたいと考えております。

○10番（伊藤正明君） もう少し明快なご答弁をいただければありがたかったですけれども、すみません、3回しかこの場では質問できないので。資源物の委託料の関係ですけれども、年間の支払い額は幾らになるのかという部分についての答弁では、年間で約9,600万円の支払いになると思うということですが、今回の補正は446万3,000円ということですので、その分の差額260万

円ぐらい、ざっくりですけれども、それがどのような会計処理をされているのかということが1点。

それと、もう一つは4、5、6月については当初予算の月割り計算ではなくて、新しいといえますか、先方と折りが合いがついた中での金額での支払いをしていると。これは予算の範囲内であるから、それで処理をしているというふうには私は今取りました。そういった中で財政課長にお聞きしたいのですけれども、今処理したような自治体における会計処理について、それは適正な会計処理であるのか、問題がないのか、それについての見解をお伺いしたいと思います。

○財政課長（高田幸樹君） 10番、伊藤議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

ご質問ございました今回446万3,000円の補正額ということで、年間の金額は先ほど伊藤議員おっしゃった9,600万円ですけれども、先ほど大森課長のほうから答弁がございました月額800万円が12か月ということになりますと、掛け算すると9,600万円程度になるだろうということのお話かと思えます。このたび当初予算では8,933万1,000円、今回補正額につきましては440万円程度ということで、ざっくり計算して240万円から50万円足りないのではないのかというご指摘かと思えます。その足りない部分につきまして、そういった予算の立て方として適正なのかということなどでお答えさせていただきたいと存じます。

まず、予算につきましては、このたび足りない部分、446万3,000円ということで補正させていただきました。そこに仮にですけれども、年間トータルで9,600万円だというふうにして、足りない部分はどうなるのかということにつきましては、現行の4款2項1目の12節委託料の中で活用できる部分はございますので、その部分を活用しながら不足分のみを補正するというような形に

なっております。

ご指摘のとおり、そのやり方というのは適正なのかということですが、予算が不足した場合につきましては、一般的には補正予算を組むというようなことになってございます。例外的な手法としましては、流用という形がございまして、あくまでもそういった手法を取りながら、予算というのは最も経済的で、かつ効果的、効率的に予算を組んで、執行していくという形で行っておりますので、こちらにつきましては財政課として適正に予算化させていただいて、適正に執行していきたいという形でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○10番（伊藤正明君） 今財政課長のほうから予算会計処理等についてご説明がありましたが、ただ私が非常に気になったのは、確かに同じ款項目節ですけれども、節の中での予算が流用ということになりますけれども、本来的に言うと第一清掃公社に対する委託料、それと資源物に関する委託料、別に計算され、それで積み上がって、合計で節として予算計上しているというふうには思っておりますので、同じ款項目節であるとはいえども性格はちょっと違うのかなと。正確に言えば、補正についても足りない部分の約700万円を計上するのが筋ではないのかなというふうには感じておりますけれども、財政課長がそのような形で自治体における会計処理については問題がないというような答弁でございますので、それについては分かりました。

最後に、この件につきましては、高額な随契の在り方、処理については今後の余市町の行政の進め方についても大変大きな問題を内包しているというふうには私は認識をしております。今回も当初担当課のほうで予算組みをしてやった、前年度よりは下がった金額の中で予算組みをし、予算計上し、それを予算として3月に決裁を求め、採決されたという中で、ただ結局その後なのです。委託

業者の間と話をした中ではその金額ではなくて、増額した中でという話になって、交渉した中で、4、5、6月については当初予算の10分の1掛ける3ではなくて、新しい金額の12分の1掛ける3ですか、というような形での契約で進んだというように答弁だというふうに理解しました。私はそれについては多分担当課のほうも苦渋の決断といえますか、非常に大変だったのだろうなということとは十分理解をしているつもりです。担当課もできるだけコスト低減に向けて同規模町村との状況を把握しながら積算をし、予算策定をしたということについては一応評価はしますが、ただ結果としてこのような形で補正予算を組まざるを得なくなってしまったということは非常に、どこに問題があるのかなということをお話しさせていただきたいというふうに思います。

ごみ処理の問題については、町民生活、住民サービスという観点においても重要な事業であることは誰しもが認めるところでありまして、町民が安心をし、安定した事業を遂行することが行政に求められていると考えますが、随意契約という委託先との交渉の中で結果的に町側が譲歩せざるを得ないような状況が発生している。これは、町民にとって誠に不幸な事象が発生していると言わざるを得ないというふうに私は思います。事業遂行、実施する上においては、重要なことはリスクマネジメントにどう取り組んでいくかということは申すまでもありません。本事業のリスクは、町民に対して安心や安定したサービスを継続していけるかどうかという部分と随意契約をせざるを得ないというところ、そこから派生するコストをいかに削減するか、そしてその委託料の透明化を図っていけるかという部分にあるというふうに私は考えております。リスク管理、リスクの極小化については、リスク分散が必要となってきます。本事業においてもリスク分散を実現するためにどのようにすべきかを真剣に考えるべきかというふうに考

えております。昨年9月の一般質問の中の……

○議長（藤野博三君） 10番、伊藤議員に申し上げます。

質疑は簡潔にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○10番（伊藤正明君） そういった中でこの問題を解決していくためには、例えばリスクを分散化するために地域割りをするとか、行政主導によってつくられたリサイクル協同組合でありますから、さらに組合員を増やして、その中でリスク分散を図るとか、例えば監査委員の監査権が及ぶ第一清掃公社との間に資源物分別収集業務を統合するとかいったようなことも含めて、担当課において今後どのような形でこういった事業がスムーズに進むのか模索、検討していただきたいというふうに思います。人口減少の続く中で、ごみ処理は住民サービスの確保とごみ処理費の高止まりは全国の自治体においても大変問題になって、苦慮しているところでございます。今回の補正予算を計上せざるを得なかったことを含めて、これらの取扱いについて町長の見解をお聞かせいただければというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

伊藤議員おっしゃったとおり、本件は随意契約によって高止まりになっているというのが一つの論点と、もう一つがリスク分散をすべきという2つの論点だというふうに思います。このリサイクル協同組合への随意契約の話は、何年も議会から指摘をされておりまして、今回この当初予算を策定するに当たって担当課のほうできちんと積算をして、適正な金額を出してきたというふうに認識しております。しかしながら、随意契約を長年にわたってされているとおり、いかに担当課が適正な金額を出したところで、請けている側がそんなのでは請けないと言えば不成立になるわけです。ここが大きな問題点なわけです。すなわち、こち

らが足元見られている結果になるわけです。これについては、すなわち町民にとって非常に不幸な状況にしかないというふうに考えております。これが伊藤議員おっしゃるとおり随意契約に絡む論点だと思っております。一般廃棄物に関しては町の責務でありますから、第一清掃公社のほうできちんと一般廃棄物処理やると。リサイクル品にしましては、廃プラ以外は専ら普通でありまして、町以外の業者の参入も認められているわけですので、リサイクル協同組合というのは中小企業等協同組合法という昭和24年に定められた古い法律に基づいて、4社以上の事業をやっているものが集まれば組合にすることが可能ということで、仮に4社が1社になったとしても組合として事業を継続できるという、まさに本当に機能しているのかどうか分からないような法律なわけです。ですから、リスク分散の観点からは、町内にやりたい事業者があるのであればそれを全部入れるような形できちんとして、もちろん人口も減っていく中で人手も減っていきますから、そうでないと安定的な運用ができなくなるわけです。そのような形できちんとして再構成するのですとか、まさに伊藤議員指摘されているとおり、廃棄物処理やっている第一清掃公社もありますから、それこそ建設協会の場合は除雪の業務に関しては地区割りで安定的に運用するようにやっていますけれども、そういう地区割りでやるとか、抜本的な改革をしなければ町民の利益には限界があるというふうに思っています。次の予算策定までまだ時間がありますので、この間担当課にはきちんとそれこそドラスチックなとか、抜本的な解決というか、構造改革するようきちんと指示をしたところでありまして、運搬物に関してはリサイクル協同組合以外の参入も含めて安定的に運用できるような体制も模索するようという指示を出しているのです、このような形で長年の懸案の事項でありますこの問題については何とか解決策を見いだしていきたい

というふうに考えています。

○2番（尾森加奈恵君） 4ページの3款2目の児童措置費の18節、認可外保育施設等利用助成金、こちらについて質疑させていただきます。

まず、いつからこれが始まるのかということ、2番目は上限額の設定があるのかということ、3点目ですが、これは国が行っている認可外保育施設の保育料無償化の内容に沿ったものなのかということ、4点目が現在の待機児童の人数と昨年より増えているのかどうかということ、5点目が認可外保育施設等と書いていますので、この認可外保育施設等には社会福祉協議会で行っている子育てサポート・センターの利用も含まれているのかお伺いします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 2番、尾森議員からのご質問にご答弁させていただきます。

まず、いつからというところですが、7月からを予定しております。

上限額についてですが、こちらのほうが国の制度にのっとって制度を今考えておりまして、それでいきますと上限額が月額で4万2,000円というふうに考えております。

次の国に沿ってのものかということなのですが、今上限額の部分でもちょっと触れましたが、国の子ども・子育て支援制度の概要のほうに沿って今回の認可外保育施設等の助成ということを考えております。

待機児童につきまして、今6月現在ではまだ待機児童というのは発生はしておりません。

それと、社会福祉協議会で行っているサポート事業のほう該当になるかということですが、こちらが国でいう子ども・子育て支援制度の中のファミリー・サポート・センター事業が認可になっていけば該当になってくるのですが、社会福祉協議会に確認したところ、そこに該当する要件を満たしていなくて、その事業にはなってい

ないということですので、今回のこの事業の中ではちょっと対象とはならないのですけれども、今後ともまたその辺は調査研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきました。1番目については、いつからかということだったのですが、7月からということで承知しました。

そして、上限額の設定は月額4万2,000円ということで、こちらは国の制度に沿ったもの、国の認可保育施設等の保育料無償化の内容に沿ったものということで承知しました。ここは2番と3番がちょっと合わさったような答弁になっていますけれども、これで承知しました。

そして、4番なのですが、待機児童数をお伺いしたのですが、6月時点では発生していないということなのですが、それでは保育所などの入所をお断りしたケースというのは発生していないのかということ、再度お伺いしたいです。

5点目の子育てサポート・センターがファミリー・サポート・センター事業に今現在なっていないので、対象ではないということで、こちらは承知しましたが、今後検討していただければと思います。

では、4番目の質問、待機児童はいないということですが、お断りしたことはあるのかということでお伺いしたいです。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 2番、尾森議員の再度の質問にご答弁させていただきます。

窓口のほうでそういう申込みをお断りしたことがあるかというご質問ですけれども、一応そういうお話は聞いてはおりません。一応4月から受けた中では、保育所内の人員配置などいろいろ工夫しまして、現場のほうとも相談しながら、できる限り受けるように今のところは努力して回っているところかと思っておりますので、ご理解のほどよろし

くお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま今年に入ってから6月までは入所のお断りなどもしていないということなのですが、お断りされましたというようなお話をちょっと伺っていたので、確認のために聞いてみました。その方は7月から認可外保育を利用されるというようなお話で伺っていたのですが、ただ事実関係、はっきりしていないところもありますので、ここは私のほうでまた確認はしてみますが、今後入所できない人が増えないように改善をしていただければと思います。このままお断りすることがないというのが一番よいと思いますので、今後も取組よろしく願いします。

○16番（寺田 進君） 私のほうから5ページ、4款の衛生費、町営斎場建替事業基本計画策定委託料の件でお伺いします。

6月の民生教育常任委員会の中でこの事業は令和7年2月20日まで行うというふうにお伺いしています。現在の候補地見ると、ビニールハウスの骨格とか、一部作物等も見受けられると思われま。ちょっと中まで正式には確認しておりません。この状態で恐らく7月からスタートするのと思うのですが、測量調査、地質調査、土壌調査等やって、結果を出して、その後外構基本計画等に進んでいかれると思われま。以前町のほうが出しているスケジュールでも各種調査の終わった後基本設計、実施設計に入りますよというふうにお伺いしていたのですが、降雪のこともあると思われま。ちょっとある意味では2月20日までかかってしまう、7か月強ぐらいしか実は時間がないと思われま。そういう形の中で基本設計、実施設計に続く基礎資料となるものが果たしてできるのかと。ちょっと全国の斎場の建築計画等、私も何か参考になるものはないのかなと思って、見させていただきましたが、なかなかやはり同様の工事が無い。また、どちらかというとな全国的には今あるところの隣に建てるのか近くに建てるのかと

というのが圧倒的に多くて、なかなか同じような事業が出てこないのですけれども、ただそういうところにおいても基本的なことは1年ぐらいをかけた後に基本設計1年、実施設計1年という形の中で事業が進んでいるように思われます。以前梅川でやろうとしたときもそういう形の中で進んでいたように思うのですが、この辺は事業を今後行っていく上で大丈夫なのかという、この辺の見解を伺いたいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 16番、寺田議員のご質問にご答弁申し上げます。

斎場建て替えの基本計画につきましては、ご質問のとおり、契約日から来年の2月20日までの契約期間ということ想定して予定を組んでございます。これにつきましては、測量調査、地質調査、私も現地確認しましたが、今結構草が生えている状況、あと中にフキが生えている状況でありまして、ちょっと草刈りもして、調査をしなければならぬという認識はしてございます。こちらの土地につきましては、現在梅川の斎場と隣接しておりますし、同じ山でございますので、こちら現地確認する、あと過去の調査の資料、あと基本計画も同じような場所でやってございます。それを踏まえながらこの事業計画を進めていきたいと考えておりますので、この期間で計画のほうを完了して、基本設計、実施設計のほうに向かいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○16番（寺田 進君） 今お伺いした内容、ある意味では理解できるというか、私が言うと理解し難いというふうに思わざるを得ないというか、以前の様々な調査を参考にとか、近くに斎場があるからそれを参考にとおっしゃりますが、それによって要するに元もちゃんとやって建てた、工事始めましたって私伺っているのですが、それによって頓挫したわけですか。そのすぐ近くにあるところでまた工事を始めようとされると。今の技術で

すから、物ができないとかなんとかということはいずれも私もあり得ないと思います、今の現実的なあれでも。できるのですが、調査をしっかりとしないと、また様々なことで、分かりやすく言うと補正予算が出てみたり、様々なことが出るのではないかと、だからしっかりとやったほうがいいのではないのでしょうかという思いです。というのは、恐らく農地だと思っておりますので、農地法のこともあるでしょうし、新しいところで始めますから、埋蔵文化財のことも出てこないとも限らないです。そういうことも含めた中で時間が大丈夫なのかと。確かに町民の要望するこの事業が非常に遅れているということは私も分かります。ただし、急ぐということと省くということは別な問題だと思っております。急ぐからこそしっかりとした調査の上に次の段階に進んでいただきたいというふうに思いますが、この辺の見解伺いたいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 16番、寺田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、議員ご指摘のとおり、急いでやるという事業、確かにスピードを求めている事業ではございますが、こちらにつきましては慎重さも当然伴ってくる事業であると担当課としても認識はしてございます。調査につきましては、これから発注、契約に至ってるところでございますが、受注業者とも綿密な打合せを行いながら、当然安全対策、調査のほうも詳細な調査を行って行って、とにかく安全、慎重、それでいてスピード感を持った事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○16番（寺田 進君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それと、以前私も町にお伺いしたときに基本的な調査が終了した段階で議員を含めた町民に周知はしていきますというふうにおっしゃっていましたが、その辺のことはもう既に当然計画はされているのでしょうか。その辺伺って、終わり

たいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 16番、寺田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

調査期間、2月20日まででございますが、地質調査、測量調査が終わりますと、それぞれのデータがまず出てくると思います。結果が分かり次第所管委員会をはじめ、町民のほうにも随時説明を行って、理解を求めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○6番（庄 巖龍君） 5ページ、環境衛生費、町営斎場建替基本計画策定委託料につきましてお聞き申し上げます。

町営斎場の建て替えにつきましては、一刻を争う問題でございまして、なぜかと申しますと、私以前町長に一般質問させていただきましたけれども、現火葬炉ではダイオキシン、じんかい、それらの公害、私に言わせればまき散らしているようなものなのです。新しく導入されようと今計画をされているF C C Fだったかな、富士式の火葬炉につきましては、全く煙突もついていないし、ダイオキシン、粉じん、ばいじん、その他の数値が札幌の山口斎場と全く同じような数値でございまして、非常に環境に優しい設備となっております。それをもちまして、先ほど課長のほうからスピード感持ってという話がございましたけれども、早くこの計画を委託をして、私も現地のほうちょっと眺めてきましたけれども、これだけある程度議論を尽くして、委託もしてやっていけば、すんなりとやっていかなければいけない。まして国際情勢等見たときに資材の高騰が物すごく上がっていると。私の知る限りで三十何%でしたか、木材関係とかが上がっています。そうなってくると、保管料、たしかあれば苫小牧か登別か3基保管している保管料もかかりますし、かつこれから資材は上がることはあっても下がることはない。一刻も早く造らないと余市町の財政を圧迫するという可能性もありますので、その辺についてスピード

感を持ってやらないと、余市町のお年寄りの方々も死ぬに死ねないと言っているわけです。その辺についてご答弁をいただきたいと思ひます。

○環境対策課長（大森直也君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町民からの要望としても一刻も早くというご意見もいただいております。今回の基本計画策定業務の中にも事業スケジュールというのが明らかになってございます。そちらの調査結果を踏まえた上で、担当課としても最短のスケジュールを検討しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○13番（ジャストミートあたる君） 2ページの15款1目総務費国庫補助金のアイヌ政策推進交付金とありますが、現在本町においてアイヌ政策とはどういったものがあるのかご説明ください。

○政策推進課長（橋端良平君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

ただいまアイヌ政策推進交付金に係るご質問でございますけれども、こちらにつきましては予算書の4ページ上段をご覧いただきたいと存じますけれども、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の委託料でございますけれども、アイヌ文様車両運行事業委託料522万円とアイヌ文化関連施設周遊事業委託料、こちらに充当するものでございまして、それらの概要申し上げますと、まずアイヌ文様車両運行事業委託料につきましては、昨年度も実施したのですけれども、今年度もデマンド交通、公共交通空白地における公共交通の実証運行を予定するものでございまして、またアイヌ文化関連施設周遊事業委託料につきましては町内タクシー事業者に委託をいたしまして、観光スポットとアイヌ関連施設を巡る安価な定額タクシーを運行していただくことによって、アイヌ関連施設を回ることによって発生する差額といひます

か、そちらについて委託費としてお支払いする、この2つを今年度は予定しているものでございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

諸会議等含め午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されま

した議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和6年度への繰越金が確定したことから、介護保険特別会計の今後の財政需要等に対応するため、介護給付費準備基金への積立てを行うものでございます。

また、歳入につきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,590万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額6,610万円、24節積立金6,610万円につきましては、繰越金のうち今後支出が見込まれる国庫支出金及び道支出金等の返還金などを差し引いた残額を介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6,610万円、1節繰越金6,610万円につきましては、基金積立金に要する財源の補正計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和6年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、余市・小樽間の鉄道とバス転換について。北海道新幹線並行在来線対策協議会では、北海道新幹線の札幌延伸開業時に並行在来線廃線、バス転換の方向で協議が進んでいますが、後志ブロック会議は昨年5月以降開催されていません。その間にダイヤ改正によるバスの減便、北海道新幹線札幌延伸開業の延期が正式に発表されるなどの変化があり、本町における公共交通が今後どのようなものになるのか不安の声も聞かれます。以下、お伺いします。

1、令和5年10月から11月頃に予定されていた第17回後志ブロック会議は、バスルートやダイヤ等に関する関係者との協議が調い次第開催予定とのことですが、本町が最善だと考えるバスルートやダイヤの構想についてお伺いします。

2、町長は余市小樽間に関しては迅速性と利便性が損なわれない限りはバス転換を容認しますと発言されていましたが、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で迅速性と利便性が損なわれないバス転換が実現可能である根拠としてどのようなものが提示されたのか、また実現が不可能となった場合のお考えをお伺いします。

3、3者協議の中で並行在来線の経営分離の前倒しに関する質問がありましたが、町長は原則として並行在来線の経営分離は新幹線開業時であり、前倒しになるのであれば別途協議が必要と発言されていましたが、仮に今後前倒しに関する協議が開催された場合、本町が示す姿勢と見解についてお伺いします。

4、今年1月に余市駅で乗客が電車に乗ることができない積み残しが2度発生しました。余市町民はもちろん、観光にも影響が出る問題だと思われそうですが、本町の姿勢と見解をお伺いします。

5、バス転換を容認する以前、余市小樽間の鉄道を第三セクター方式で残す方法を検討されていましたが、財政負担に耐えられないとの理由で断念したと認識しております。国から最大50%の補助が受けられる社会資本整備総合交付金の活用は検討されたのか、またどの程度の財政負担であれば可能と判断されるのかをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の余市小樽間の鉄道とバス転換に関する質問に答弁します。

1点目の質問ですが、以前からブロック会議で申し上げているとおり、人口減少やバスドライバー不足といった諸条件を見据えた中で、鉄道の便数をそのままバス転換するのではなく、小樽俱知安間の輸送については他の交通体系に任せるなど、戦略的で持続可能な交通体系の構築が必要であると考えています。

2点目の質問ですが、バス転換に同意するに当たっては大量輸送、迅速輸送の確保など利用者の便益が担保されることを前提条件としており、病院、学校、観光地といった目的地に直行するバスルートの設定や高速道路の活用による所要時間の短縮のほか、交通拠点の整備やバスロケーションシステムの導入、交通ネットワーク再構築による利便性の向上に関する取組の重要性について北海道と確認しています。なお、これら取組の実現が不可能になった場合については、前提条件に反することから、バス転換の同意を撤回することになります。

3点目の質問ですが、ブロック会議構成自治体の一部からはバス転換の前倒しを求める声が聞かれているものの、具体的な協議には至っていませんが、本町の姿勢と見解は質問にあるとおりです。

4点目の質問ですが、一般論として生活交通として利用する住民はもとより、本町を訪れる観光客にとっても積み残しの発生は大変遺憾であり、交通事業者においてその原因を調査し、対策を講

じるべきものと考えます。

5点目の質問ですが、ご指摘の社会資本整備総合交付金とは、当該交付金の事業メニューの一つである地域公共交通再構築事業を指すと解しますが、これは令和5年度に追加された事業メニューであり、ブロック会議等においてその活用を検討した経過はありません。なお、現在ブロック会議においてはバス方式の可能性を示しての協議が進められているところであり、その他の選択肢による協議が行われる予定はありません。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま町長から答弁をいただきましたが、1つずつ再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の質問でしたが、本町が最適だと考えるバスルートやダイヤの構想についてということですが、戦略的で持続可能なものが必要だと考えられているということなのですが、次回のブロック会議の中で恐らくバスルートやダイヤについての提案ですとか協議がなされるのではと考えて、質問させていただきました。恐らく何かしら協議会の中で提案されるルートやダイヤというものがあると思うのですが、それが最善であればそのまま採用することでよいと思うのですが、もし特に協議会の中でよいルートが示されなかった場合は、本町が考えた最善な案を提案していくという認識でよろしいでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問をつくるに当たって協議会の議事録とか読まれたと思いますけれども、私は中で一番厳しいスタンスで、結構道とばちばちやり合っているのが多分議事録に書いてあると思うのですが、このバスルートに関しても道側から幾つか提案されたのはありますけれども、それはまだバス会社と協議したわけではないから、バス会社と協議した上で本格的な提案をしてくると思いますが、先ほど申し上げたとおり、私も協議会の中で質問しまし

たけれども、そもそも山線全体を同じルートでバス転換しても意味ないでしょうということはおっしゃっており、新幹線が札幌延伸する趣旨は何ですかと、議事録に書いてありますけれども、問うたときに道側の答弁は新幹線がこの地域にもたらす経済的効果を波及させることであるというふうにおっしゃったのです。だとしたら、新幹線駅へのアクセスって考えているのですかというふうにお聞きしたら、いや、考えていませんという答弁であって、全然戦略的に考えていないわけです。こういうことも踏まえて、戦略的にきちんと考えていくべきだという提案を私がしているわけです。小樽余市間に関しては、私が一つの案、考えとして一番これならいいのではないかなと思うのは常に往復して、小樽と余市間のアクセスが常に確保されているのであれば、現在の電車も小樽駅まで行けばそこからルートが広がっていきますから、そういうシャトル便みたいなのが確保できれば、余市にとっても一つのメリットになるのではないかなというような考えは私の中では持っていますけれども、それも含めて新幹線駅へのアクセスをどうするのかとか、そういうことも考えていかなければならないのではないかなというふうには思っています。

○2番(尾森加奈恵君) 協議会の中で今のところ提案されたものは、まだバス会社さんと協議がされていないものであったということですか、町長からの提案としてはシャトル便のようなものを出して、常に小樽余市間にバスが走っている状態で、余市の方がすぐに小樽に行けるような状態で、そして新幹線駅までのアクセスをしっかりと確保していきたいということで答弁いただいたのですが、本町にとって最適な公共交通の在り方について現在余市町地域公共交通活性化協議会で協議を重ねていると思うのですが、そこでも最適なルートですかダイヤの案について考えられているのでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 2番、尾森議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

お尋ねの件に関しては、町内の公共交通の在り方を考えるものであって、バス転換、山線に関するものは別なので、町内での活性化協議会でダイヤについて話しているということはないです。

○2番(尾森加奈恵君) 承知しました。町民が便利で使いやすいルートとダイヤの案にさせていただきたいとの要望を伝えまして、この件に関しては質問を終わります。

次に、2番目の迅速性と利便性が損なわれないバス転換に関してですが、根拠は特に示されていないということだったのですが、そして今後バス転換が実現しない場合はバス転換を撤回されるというお話でしたが、これは鉄道の再検討を求める可能性もあるということでしょうか。

○町長(齊藤啓輔君) 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

鉄道の再検討というのは、多分協議会の中で、全部の自治体の中での話になりますので、どういう議論に転ぶか分からないのですが、申し上げたとおり、バス転換に同意したとき小樽市役所で小樽市長と私と道とで記者会見やったと思うのですが、その議事録も載っていると思います。わざと議事録に残すように私しゃべったのですが、そもそもこういうメディアの前で迅速性と大量輸送が確保できないのであればこれは前提条件に反するからねというような、わざと文字に残すようにしゃべっているのですが、まさにそれが崩れたらバス転換の同意は撤回するということです。もちろんバス転換に同意しないので、論理的な帰結として鉄道しかないよねというような論理的な帰結にはなるけれども、それは今のところは何とも言えないかと思います。

○2番(尾森加奈恵君) バス転換を撤回すると、結果として鉄道しかないよねというお話になる可能性はありますよということでした。恐らく次回の協議会でこの辺りの

お話も進んでいくとは思いますが、迅速性と利便性が損なわれないバス転換の実現の根拠がしっかりと示されない場合は、できるだけ早い段階で再検討ですとかバス転換の撤回をしていたきたいという希望を伝えさせていただいて、この件の質問は終わります。

次に、3番目の前倒しに関する件ですが、これは質問のおりということで、別途協議が必要ということなのだと思うのですが、前倒しをやはり進める声が今ほかの町村から上がっていますけれども、実際にでは協議しましょうとなったとき、どのような姿勢を示す予定なのか伺いたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

前倒しを求める自治体は、主に新幹線によるメリットがある自治体が話していますが、例えば倶知安駅を新しく造り、駅前を再開発するためには一刻も早く並行在来線の駅を撤去する必要があるから前倒ししたいというような、そういうことですが、あとほかの自治体はそこまで影響は多分ないと思うので、ニュートラルかなというような印象ですが、あと余市としてはもちろん新幹線開業まで鉄道を残すということはJRが合意しているわけなので、前倒しに関しては特に求めるつもりはないというのが余市町の姿勢です。

○2番（尾森加奈恵君） 前倒しに関しては求めないということは、もし前倒しの話が出ても余市町としては開業のときまでこの状態で鉄道を存続させてくださいという、そういう姿勢をされるということで承知しました。

鉄道を一日でも長く存続させてほしいという声がありますので、そのような意見を酌み取って動いていただくことを要望させていただき、この件に関する質問は終わります。

そして次、4点目なのですが、積み残し

に関してです。この積み残しの原因などは、事業者のほうで原因を確認して、対応していただくことが望ましいということなのですが、余市町としては特に何か動くことはないということなのではないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

JRもバスも運行しているのは余市町ではありませんので、そこは事業者がきちんと責任持ってやってくださいという趣旨です。

○2番（尾森加奈恵君） 分かりました。では、余市町としては特に動かないですし、こういう問題があって、今後よほどひどいことにならない限りは何もしないということなのではないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

町ができること、できないことありまして、積み残しあるからちゃんとやってねというのは様々なレベルで言うことはもちろん言っているだろうし、言うこともあるかと思いますが、その解決のために余市町が対策を講じるかという講じない。なぜならば、うちの予算でやるべきものではないというふうに思っているからです。

○2番（尾森加奈恵君） 余市町として何かをするわけではなく、要望だけは出すということですね。承知しました。鉄道を利用しやすい環境を整えていただくようにも今後積み残しがあるようなことがあれば再度要望させていただきたいということでお伝えさせていただいて、この件の質問は終わります。

次、5番目の第三セクター方式で残す方法を検討されていたときに社会資本整備総合交付金の活用を検討されていたのかという質問に関しては、当時この内容が少し違ったということもあって、活用は検討されていなかったということなのですが、この社会資本整備総合交付金は令和5年4月に改正されているのです。このときに鉄道の再構

築事業が加わりました。今後鉄道の再検討ということがもしあれば、このような補助金もありますよということでぜひ検討していただければと思います。そして、私は第三セクター方式について今後また検討される予定があるのかということも伺いたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

社会資本整備総合交付金に鉄道の再構築が入った経緯は、やはりこちらで私が結構厳しめに、国交省の担当者も出てきた会議で国交省の担当者を割と激詰めしたのです。それで、それ議事録に出ていますから、結構厳しいやり取り、激詰めしていったのですが、それで結構全国的に、やはりちょっと鉄道の要は輸送密度が高いところまで廃止するという議論はどうかと思うよねみたいなものが全国的な流れになっていって、では国も何とか地域の鉄道を残すために何かできないものかねというような議論になっていって、加えられたというような経過があるというふうに認識していますけれども、すなわちバス転換をしていく議論の中で、当時はなかったけれども、多分後志のエリアでの議論がきっかけの一つになって、こういう議論が進んでいったということなのだというふうに思います。山線に関しては、既にバス転換ですというふうに決まってしまったから、ここからさらに第三セクターを使ってという話には理論上ならないわけです。しかし、先ほど冒頭のほうの質問に戻りますけれども、バス転換の前提が覆った場合はバス転換の合意を撤回するわけなので、理論的な帰結としてもしかしたら小樽余市間は鉄道というような議論が再燃するかもしれないと。そのときに余市町としては予算の関係で第三セクターで鉄道を運営するというつもりはないですけれども、この社会資本整備交付金を使ってどの程度まで削減できるのではないのかというような論理的な割り出し、算出はするのではないのかなという

ふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） 今のところ第三セクターは予算的にどうか、財政的に考えてはいないけれども、もしバス転換ができなかった場合は何かしら考えられていくということで承知しました。私ももちろん北海道新幹線並行在来線対策協議会の議事録読みまして、本当に輸送密度が2,000名を超えている余市小樽間よりはるかに少ない輸送密度の鉄路が存続されているにもかかわらず、この余市小樽間の鉄路存続については国の支援がないということで、この余市小樽間の鉄路の廃線及びバス転換の問題は国全体で方向性が定まっていなことが最も大きな問題なのではと感じました。町長は、厳しい状況の中で最大限のことをされてきたと思います。迅速性と利便性が損なわれないとの条件を確保し、本町において新たな交通拠点や交通ネットワークを整備するというについても最大限努力していくとの確約をもらい、利用者の便益が下がらないようにとしっかりくぎを刺される発言をされていました。今後の北海道新幹線並行在来線対策協議会の協議では、バス転換についての具体的な内容が協議されると思いますが、本町、そして北海道全体が新幹線開業による経済効果、その効果を感じられるように建設的な協議がなされることを期待しております。

最後に、いま一度余市町民に向けて余市小樽間の鉄路とバス転換についての町長の思いを伺って、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市小樽間の鉄路に関しては、もちろん私の役割としては余市町民の利益を最大化して守ることが私に課された使命ですので、先ほど尾森議員も述べていましたけれども、迅速性と大量輸送を確保しつつ、利用者の便益がきちんと下がらないようにするというのを確約してもらうことと、あとは新たな拠点、最大限努力するよという

ような確約も取ったわけなので、余市町民にとって最も利益のあるような交通体系にしていくというのが私に課されたミッションですので、そのように今後も動いていくことになるかと思えます。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和6年第2回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくをお願いします。

温水プールの整備について伺います。令和3年4月に余市温水プールは休館となりました。学校の授業以外にも大変多くの方が使用されていた施設で、今も必要性を求める声が寄せられ続けていますし、これまで何人もの議員の方が本施設について質問や質疑を行っています。現在学校の水泳授業は、隣町の施設を借りて行っています。移動に時間や費用がかかり、授業時数も減り、授業以外の時間帯に子供たちだけで気軽に遊びに行ける状況ではありません。また、好評だった高齢者向けのプールウォーキングなど、高齢者福祉や健康維持のための取組も難しくなっています。本年3月に見直しが行われた余市町都市計画マスタープランにおいても、休止中となっている温水プールは施設整備に向けて検討と記されています。できるだけ早く検討を開始し、施設整備に向けて動き出すことを願い、以下伺います。

1つ、現施設解体の実施想定時期や準備の進捗、現段階での想定費用について。

2つ、マスタープランに施設整備に向け検討とあるが、現段階での具体的な動きについて。

3つ、建て替えを実施するとした場合の方向性について。単独施設となるのか、併設や複合となるかなど方向性について。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の温水プールの整備についてのご質問に答弁申し上げます。

す。

1点目の現有施設の解体についてでございますが、現在施設の解体に向けて、本年8月30日までを委託期間としてアスベスト含有分析調査を行っているところでございます。

2点目と3点目のご質問については関連がありますので、一括して答弁させていただきます。今後の施設整備に向けた方向性についてでございますが、温水プールの建て替えには多額の事業費を要するため、今後全町的な公共施設の在り方について協議が進められる中で方向性が示されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 何をどうするかというのが具体的にはっきり決まっていないうちでのやり取りになってしまうので、ちょっと不十分な点も私自身あるかなと思いますが、続けさせていただきます。

まず、解体についてだったのですが、確かに当初予算でアスベスト除去に関しては計上されていたかなと思うのですけれども、ただ調査は調査で分かるのですけれども、その後の解体をどうしていこうかとなったときに、まさか単費でどかんとやるわけではきっとないと思うので、起債なり何らかの資金調達など行って、恐らく実施していくことになるのではないのかなと思った場合に、さて、では、調査が終わるのが8月末で、それから結果を受けてどうしようという流れになるのだろうけれども、その辺の資金調達の方向性とスケジュールというものは大丈夫なんでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

解体についてでございます。先ほど答弁させていただきましたが、アスベスト含有調査を行うということで、この必要性というのはご案内のとおりアスベストが含有しているか否かで解体費も大

幅に違います。そういった中で、まずはこの調査を実施して、アスベストの含有の有無が確定した段階で今後、議員さんのほうからもお話がありましたが、財政当局等とも協議をした中で解体工事に係る設計業務を行うという考えでございます。

○14番（大物 翔君） となりますと、具体の流れがちょっとはっきりするのはもう少し、お金の面も含めて、時間がかからざるを得ないのかなと。あしたいきなり崩れるということは恐らくないと思うので、そこは適宜進めていただけたらなと思います。

今度2番目に、建て替えにという話なのですが、確かにああいう施設というのはちょっとお金のかかる施設ではございます。ただ、マスタープランで示されているように整備に向けて検討とわざわざ明記したということは、できるかどうかはさておいて、何とか建て替えていきたいのだという考え方の下で現時点では考えているのだと、そのような見解でよろしいのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

方向性についてでございますが、ご案内のとおり都市計画マスタープランにも明記をされております。また、マスタープランは、議員もご承知のとおり、総合計画を上位計画として捉え、そういったものに即した形で定められております。ご質問にあります休止中となっている温水プールについては、施設整備に向け検討しますという文言については総合計画の中でも定められております。そういった中でそういったまちづくりに基づく計画にそういったことで文言が記載をされているということは、必要性については認識をされているものと考えております。

○14番（大物 翔君） マスタープランの中でもさよう書かれてございまして、一方でプールだけではなくて、公共施設等総合管理計画についての記載もマスタープランには掲載されてございまし

て、これの中では施設を更新する場合はまちづくりとの総合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から単独更新以外の統合や複合化について検討を行うという方向性が示されておるわけなのです。となりますと、実際にやるよとなつたとした場合、そのまま単品で建て替え、どこか引っ越す可能性もあるけれども、というのではなくて、検討するとしたら併設なり複合施設としてどうだろうかという方向に考えていかざるを得なくなってしまうのかなと。今示されているものの中で考えればそうなるのかなというふうに感じるのですが、その辺りはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

仮に整備をされるとなると、議員ご指摘のとおり、今人口減少が進んでおります。そういった中で、プールに限らず、あらゆる公共施設が集約化、複合化ということがうたわれておまして、ある意味これは必然であるのかなということに理解をしております。まだ断定的なことは一切お話しすることはできませんが、仮にそういったプールのような社会体育施設が整備される場合は、当然ですが、まちづくりに沿った様々な計画との整合性、その中にうたわれているそういう効率性だとかといったことも十分に考慮に入れた中で整備が進められるものと考えております。

○14番（大物 翔君） 分かりました。そして、ではどのように考えていこう、どこどこを併せたらいいのかという話にとどまるものではなくて、現在の各計画の体系を見てみますと、総合計画があつて、マスタープランがあつて、立地適正化計画があつて、総合管理計画があつてという形で相互に関連は当然し合っているのです。まちづくり及びインフラ整備そのものという大事な視点の中なものですから。ただ、その一方で各計画を担当している部署というのがそれぞれにまたがっ

てしまっているものですから、基本的な役場の機構としては各現場でどうするかという検討して、積み上げていって、さあ、すり合わせてという形になるのかなとは思うのですけれども、それぞれのまちづくり全体という中、教育施設、社会教育施設という中で捉えた場合に、なかなか上からどんとやればいいのかというわけでは当然ないとは思っているのだけれども、どこでそういう調整協議をしていく形になっていくのかなというのが役場の外から見ている限りではちょっと得心いかなかったものですから、今後検討していくとしたらどういった枠組みになっていくのかなというのをお聞きしたいです。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私も答弁をさせていただきましたが、総合計画が最上位計画ということで、いろいろな計画がひもついております。私の立場で答弁をさせていただきますと、社会体育施設等教育委員会が所管する施設については、当然その計画にのっとった形で整備を進めなければならないということでございます。そういった中では、町長部局とも十分協議をした中で、場合によってはそういったプロジェクトチームではないのですが、そういう組織も形成された中でいろいろ議論が進められると思っております。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位3番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） 令和6年余市町議会第2回定例会におきまして、さきに通告しました余市町地域防災計画について質問いたします。

近年様々な自然災害が起き、100年に1度の災害が毎年のように起き、巨大地震についてはいつどこで起きてもお不思議ではないのかもしれませんが。そのような時代に生きる私たちは、ふだんから災害が起きるものと認識をして、備えていかなければいけない状況にあります。災害を完全に未然に防ぐことはできません。そのため地域防災計画を策定して、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の基本理念を基に計画していると思います。余市町で重大な災害が起き、避難所に避難しなければいけない状況になった場合、命を守る行動ということで避難をするわけですが、避難することで命が守られてよかった、よかったでは終わりはしません。まずは命、このことは最重要ですが、命があるということは未来もそこから始まります。未来につなげるためにも余市町地域防災計画に基づいて平常時にできることについて見解をお聞きします。

1、避難所では女性や子供等に対する性暴力、DVの発生を防止する観点からトイレや更衣室、入浴施設などに対して安全に使用できるよう配慮に努め、性暴力、DVについての注意喚起ポスターを掲載するなど女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとすると思いますが、簡易ベッドの配置に関しても配慮が必要と考えます。現状大人数を収容できる避難所としては、町内小中高校の校舎、中央公民館、総合体育館等があります。避難所として機能する前に平常時において女性専用、子供のいる家族専用等区分けや階分けをしておく必要があると考えますが、見解をお聞きします。

2、余市町地域防災計画では、避難所のルールの下にペットの飼育管理を行うことが必要であり、ペットのための専用スペースを確保するよう

努めるものとすると思いますが、避難所のルールとはどのようなものか、またペット専用スペースとはどのようなものを想定しているのか見解をお聞きします。

3、平常時の対応において、避難所運営手引（マニュアル）の作成、担当者以外の者でも避難所を開設できる簡易な手引の整備とありますが、マニュアルや手引は各避難所に設置されているのでしょうか。見解をお聞きします。

4、災害予防計画の中に地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとすると思いますが、リーダーの育成に関する施策はどのようなものがありますか。見解をお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁します。

1点目の避難所の男女別等の区分けについてですが、避難者の性別や年齢等に基づく避難所の区分を平素から行うことは大原則である命、安全を確保する観点から避難者の避難行動の自由度を制限することになるため、実施していません。他方、避難所における性暴力の被害については、全国の被災地における事例などからその対策の重要性は認識しております。そのため、トイレや授乳施設など可能な限り男女別とすることや避難所全体の照明設備を整備して、努めて、暗闇をなくすことなど考慮し、避難所資機材の整備を進めています。また、避難所の運営に関しても女性の視点を取り入れることや避難所の巡回などを行うことによりそのような被害の防止を図っていきたくと考えています。

2点目の避難所のルール及びペットとの同伴避難についてですが、まず避難所におけるルールとは避難所運営マニュアルで定める基本的な原則的事項となります。そこから開設した避難所の規模や避難者の性別や年齢などに応じて修正を図っていくものとしています。ペットとの同伴避難については、受入れが可能な避難所を開設することと

し、臭いの問題等があることから、居住スペースと十分な距離を取ったペット専用スペースを設けることなどマニュアルに定めています。災害の状況により施設の特定制は行っていませんが、各施設においても比較的収容人数が多い避難所については同伴避難が可能であると考えています。各避難所においては、ケージ等に入れることなど今後細かなルール等について具体化をしていきます。

3点目の避難所運営マニュアルの設置についてですが、避難所運営マニュアルについては令和元年8月に策定しています。各避難所への設置については、今年度より中央公民館と福祉センターに避難所開設に必要な資機材をセット化し、具体的には受付表示札、避難者受付の際の記入用紙、筆記具など消耗品等をそろえ、避難所運営マニュアルとともに配置をしています。町内各避難所についても順次設置していきます。

4点目の地域の防災活動におけるリーダーの育成についてですが、防災学習会や防災講話など積極的に行っていくことにより、その中でリーダーの育成及び地域の防災力の向上を図っていきたくと考えています。

○4番（佐藤剛司君） 1番目から再質問させていただきます。

1番の部分で自由度というところで、現状において区分けはされていないということなのですが、実際もし起きたと仮定をしたならば、女性や子供に対する暴力というのは加害者側が抑制される状況にいない場合に起きやすいと思います。避難所の中で何もしないでいる人間というのは、精神的に困窮していたり、肉体的にけがをしていたりという場合が多いかもしれないですが、例えば体が健康で、いろいろ動ける場合には避難所にずっといるというよりかは手助けをするために動くという方が多くいらっしゃるというふうに私は考えます。なので、女性や体力のない方、子供というのは避難所でじっとしているわけなのですけれ

ども、そこに対して守ってあげられるという、加害に対して抑制してあげられるという人間がいないという状況が考えられると思うので、ここにも書いてあるとおり、大人数を収容できる避難所としては町内、1,000人以上と考えた場合、10か所ほどあるのですが、大体小中高ということで1階、2階、3階あると思います。ある程度はやはり女性、子供、お年寄りも含めていろいろ想定はできると思うのですが、ルール、なるだけこういう感じで分けたほうがいいという部分というのを最初に策定しておかなければ、自分勝手な人も出てきて、俺はここがいい、私はここがいいみたいな感じで、秩序というものが守られない可能性があるなど私は考えます。この辺に関して町長、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

仮定の質問には答えるのはなかなか難しいので、仮定の質問にはお答えできないという答弁になりますけれども、先ほどの趣旨に沿って言うと、先ほどの答弁に尽きると思いますが、トイレ、授乳施設など可能な限り男女別にするとか、照明設備を整備して暗闇をなくすということをするですとか、運営に関しても女性の視点を入れることによって被害を防止するという事に尽きるかと思えます。

○4番（佐藤剛司君） ここで注意喚起ポスターという言葉を入れさせていただいたのですが、このポスターの中身というのが熊本の地震のときに結構何か悲しい出来事ではないですけども、あり得ないと思うような出来事が書いてあって、本当にあり得るのかなみたいな、今の日本でこんなことがあったのだから思えるような事件が実際に起きています。なので、そういう精神的な、被害に遭われた方というのは確実に精神的に、被害を受けて、生き残ったとしてもそのまま普通の生活を送っていけるのかというのは難しいなというふ

うには思いましたので、やはりそういう実情というのが東日本大震災、熊本の地震のところで報告書として出ていますので、ちょっとその辺も含めて検討していただきたいなと思います。

2つ目の質問に行きたいと思います。ペットの飼育管理を行うということで、これも実際緊急避難というところで連れて行って、その日1日、2日とかは多分大丈夫だと思うのですが、その後避難所で生活しなければいけないといったときにペットを連れてくることによって避難所にいづらくなるという状況は確実にありました、東日本大震災もそうですけれども。その中でやっぱり車中泊ということで体調不良を起こしたりとかする方とかも多かったというふうに聞いておりますので、要は先ほど言いました大人数を収容できる避難所の中でペットを連れてきても大丈夫ですという確約をしていただける避難所というものを何か所かつくっていただきたいなというのは思うのですが、町長、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今後細かなルール等については、先ほど申し上げましたとおり、具体化していくことになるかと思えます。

○4番（佐藤剛司君） 分かりました。ペットは自分の家族のように育てている方がほとんどだと思いますので、やはり安心して連れていける避難所というものをつくっていただきたいなと思います。

3番目のマニュアルの件なのですが、こちらのほうはホームページ等では見れるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これはホームページでは見れません。

○4番（佐藤剛司君） ホームページで見れない理由というのは何かあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、佐藤議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

運営マニュアルはあくまでも内部の運営規程です。ホームページで一般公開されてはいないという理由だそうです。

○4番(佐藤剛司君) 小樽、古平は一応運営手引マニュアル、一応何か見れるような、ホームページ調べたので、見れたのですが、もし見れるようにしていただけたなら、4番目のほうのリーダーの育成のほうにもつながっていくと思うのですが、興味のある人というのはそこ見たい、見れますよという広報したら見る人は見ると思うので、避難してから見るよりはある程度は一回見ましたというぐらいの人が多くいればいるほどやはり減災という部分でつながるだろうし、避難所の開設に関してもスムーズにいくと思うのですが、その辺の見解、よろしくをお願いします。

○町長(齊藤啓輔君) 4番、佐藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

別に隠すようなものでもなさそうなので、担当のほうで考えることだと思います。

○4番(佐藤剛司君) PDFで多分すぐできると思うので、できればよろしくお願いいいたします。

○議長(藤野博三君) 佐藤議員の発言が終わりました。

発言順位4番、議席番号16番、寺田議員の発言を許します。

○16番(寺田進君) 令和6年第2回定例会に当たり、さきに通告しております一般質問をいたします。答弁よろしくお願いいいたします。

指定緊急避難場所・避難所の管理について。2024年元旦16時10分頃、能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震があり、内閣府非常災害対策本部のまとめでは死者260人、負傷者1,316人、住家被害12万5,736棟、6月現在です、という甚大な被害がありました。この地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には一日も早く平穏な日常生活へと戻れますよう

心からお祈り申し上げます。余市町は令和6年2月に修正版防災ガイドマップを作成、配布するとともに、総務課危機管理対策室による防災学習会を各地域で実施していただいております、私も参加させていただきました。一人でも多くの町民に参加していただけるようよろしくお願いいいたします。町内には66か所の指定緊急避難場所があり、38か所の指定避難所と重複しています。その中で日常的に出入りの少ない施設、豊浜生活改善センター、梅川農業構造改善センター、豊丘老人寿の家、さらに白岩、美園、黒川などの会館はどのように管理されているのか、以下伺います。

1、老朽化した建物も見受けられますが、破損が見られる場合は誰がどのように確認、修理をされるのか伺います。

2、駐車場などの除雪、除草、さらに敷地内の樹木などの管理はどのようにされているのか伺います。

○町長(齊藤啓輔君) 16番、寺田議員の質問に答弁します。

町有の避難所施設については、公共施設ですので、維持管理についてはそれぞれ所管する担当課において行っています。1点目の施設の確認、修理についてはそれぞれ所管課にて行っていて、2点目の除雪、除草については各所管課の管理方式により管理人や利用者、地域住民により適宜実施されていて、樹木については倒木や電線等への接触のおそれがある場合は所管課より業者等に発注し、伐採や枝打ち等を実施しています。

○16番(寺田進君) ちょっと1番、2番行ったり来たりしてしまうかも分かりませんが、再質問させていただきます。

町長のほうから地域の会館については地元の方に依頼をされているというふうにお伺いしましたが、地域の区会の会館等におきましては人口減少、高齢化によりなかなかその辺のところまで手が回らないというのが現状だと思われまます。私のすぐ

近くの会館も、以前は区会の老人会の方が定期的に様々な管理をされていたというふうにお伺いしました。ただし、数年前から人もいない、誰も参加できないということで、自然と消滅していったというふうにお伺いしました。また、施設等の故障についても何人かの区会の方にお伺いしましたが、どうやってこれを直すときに町に伝えればいいのかということ、なかなかそういうことで、代替わりもしたり、様々ないろいろな、当然私みたいに転入されてくるとか転出される方もいると思っ、て、なかなかその辺のことが各末端にまで伝わっていないのが現状ではないかなというふうに思われます。どういう判断基準で誰がどのようにするかという形をマニュアル等がもしあればもう一度各区会等に徹底していただくということは可能なのではないでしょうか。お伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

町の避難所の施設は区会に管理を任せているところもありますけれども、区会に関しては各連絡員がおりますので、その連絡員が区会と連絡を取り合うことで会館の運営に関しても情報のやり取りをするということが可能ではないのかなというふうに思ひます。

○16番（寺田 進君） 私の情報で、正確ではないのかも分かりませんが、ちなみに6月、1週間ぐらい前までの情報です。黒川会館は、窓ガラスの破損の箇所があります。白岩会館は、駐車場の雑草がかなり伸びておりますし、建物奥の樹木はかなり建物のほうに來たりしてあります。現実的にはこういうことがそのままになっているということが見受けられるものですから、あえて私お伺いさせていただきました。今後地域連絡員の方がしっかりと確認をしていただいて、区会の方と打合せをお願いしたいというふうに思ひます。

さらに、先ほど町長は樹木等の管理は所管のところは業者と打合せをしてという話があります。

梅川農業構造改善センター、これも1週間ぐらい前に私が直接見てきた情報です。建物の駐車場を含む敷地のある意味では外周に樹木が立っております。かなり、10メートル以上の木もあります。一部の木の枝がN T Tの回線にかぶっております。これは、去年の秋に私が見たときとほとんど変わっておりませんので、全く手はついていないと思ひます。何らかのきっかけで樹木の倒壊等があれば、N T Tの回線をそのまま破損させるというおそれもあると思ひれます。また、同じ木の隣に枯れ木といひますか、頭がなくなった本当の枯れ木が斜めになって、今にも倒れそうだといひものもござひます。これも去年と同じです。特にそういう所管があるところではない区会等の会館でもかなり高い木があつて、その木が降雪、雪等で枝が折れるということも聞いてあります。やはり下の草を取るといひことはある意味では誰でも可能かも知れませんけれども、ある程度の高さになると危険が伴いますので、この辺については定期的にしっかりと町のほうで管理していただくといひことをお願いしたいと思ひますが、見解を伺ひます。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

樹木の管理に関しては、先ほど來申し上げたとおり、町で区会と随時相談しながら町が対応するというところでやっていますが、引き続きそのような感じでしっかりとやっていくように指示していきたいと思ひます。

○16番（寺田 進君） そういう意味では、できるところは区会等にもお願いするし、当然我々も含めてしっかりと対応していかなければなりませんけれども、町でなければできないこともたくさんありますので、しっかりとお願いしたいと思ひます。建物等のことについてもかなり老朽化した古い建物が見受けられます。古いといひことは、これ資金のこと等でなかなか一挙に解決できないと

いう現実があることも私も承知しております。ただし、古いということと破損している、しっ放し、壊れている、汚いとかということとは私は別次元の問題だと思えます。やっぱり我々が、一人一人がしっかりとそれに向き合って、現状はそうなのでありますから、しっかりと対応できる体制を取っていきなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤野博三君） 寺田議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明25日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時17分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 1 番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 1 3 番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 1 4 番 大 物 翔